

宮城県告示第百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十一年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 名取市

二 事業の種類 市道閑上南北線新設工事（宮城県名取市閑上字五十刈地内から同市小塚原字新鍋島地内まで）

三 起業地

1 収用の部分 宮城県名取市閑上字五十刈及び字東場並びに小塚原字東土手外、字汐朽、字鍋島、字新鍋島及び字下田地内

2 使用の部分 宮城県名取市閑上字五十刈及び字東場並びに小塚原字東土手外、字汐朽、字鍋島、字新鍋島及び字下田地内

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 申請に係る事業は、宮城県名取市閑上字五十刈地内から同市杉ヶ袋字寺野地内までの延長二、五五キロメートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「市道閑上南北線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 市道閑上南北線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定に基づき名取市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条の規定により名取市が道路管理者であることなどから、起業者である名取市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、宮城県名取市閑上字五十刈地内を起点とし、同市杉ヶ袋字寺野地内を終点

とする延長二．五五キロメートルの路線である。

本路線が通過する宮城県名取市閑上地区は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。本路線は津波等の災害時に市西部の安全な市街地に避難するための数少ない路線であるが、本件区間に対応する市道閑七十六鍋島鰻子線及び市道閑八十五小塚原中央線並びに農道の閑六十四号線、閑七十一号線、閑百四十九号線及び下百五十八号線（以下これらを「現道」という。）は、名取市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年名取市条例第三十一号。以下「名取市条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間が存在するとともに、歩道が設置されていない区間が多数存在するなど、津波等の災害時の円滑な避難に支障を来す状況にあるとともに、幹線道路としての機能も十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、津波等の災害時に安全に避難ができるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。また、本件事業は平成二十九年五月に策定された名取市復興整備計画及び平成二十九年三月に策定された名取市震災復興計画に位置付けられているものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十九年七月及び十月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

上記の環境影響調査等によると、動物については、本件区間付近において環境調査等が実施された文献調査により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ等が確認されているが、専門家から大型動物は事業実施時に回避できること、大型動物に比べ移動能力の低い動物種においては、生活環境を著しく改変する事業ではないことから、特段の支障はないとの所見を得ており、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。植物については、本件事業の施行区域及びその周辺の土地において、宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物に準絶滅危惧として掲載されているアイアシが確認されているが、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されること、本件事業において河川や運河の改変は行わないことから影響は小さい又はないとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所

及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、津波等の災害時に安全に避難させることを主な目的として、名取市条例による第三種第二級の規格に基づく二車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、名取市条例等に定める規格に適合していると認められる。また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、墓地公園西側を迂回する案及び申請案の西側を通過する案について検討が行われている。

申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が最も少ないこと、土工量が少なく施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、現道は津波からの避難に支障を来す状況にあるなど、安全に避難できる道路を確保する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
名取市役所（震災復興部復興調整課）